

土木請負工事必携

令和2年10月

神戸市

1. 土木工事共通仕様書

昭和42年3月	制定
昭和44年3月	改定
昭和48年3月	改定
昭和54年5月	改定
昭和58年5月	改定
昭和63年8月	改定
平成6年10月	改定
平成11年10月	改定
平成13年10月	改定
平成17年2月	改定
平成20年10月	改定
平成20年12月	一部改定
平成21年10月	一部改定
平成24年4月	改定
平成26年4月	改定
平成27年4月	一部改定
平成28年4月	改定
平成30年4月	改定
平成30年10月	一部改定
令和2年4月	改定
令和2年10月	一部改定

15. 送電線・海底ケーブル等の安全対策（港湾）

請負人は、工事に先立ち、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に送電線・海底ケーブル等の工作物若しくは埋設物の有無など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に**確認**し、関係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。

16. 防災対策

請負人は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

17. 災害発生時の応急措置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に**連絡**しなければならない。

18. 地下埋設物等の調査

請負人は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に**報告**しなければならない。

19. 不明の地下埋設物等の処置

請負人は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に**連絡**し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

20. 地下埋設物件等損害時の措置

請負人は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に**連絡**し**協議**を行ったうえで、応急措置をとり、補修しなければならない。

1-1-27 地下埋設物

1. 地下埋設物による事故防止

請負人は、地下埋設物による事故を防止するため、工事箇所に存在する埋設物の位置、大きさ、種別について事前調査、試験掘り等により熟知し、下請負人及び作業員に至るまで、埋設物の全容、取扱い、措置方法等について周知徹底を図り、神戸市道路掘削工事連絡協議会の定める「**地下埋設物の事故防止対策決定事項**」を遵守して工事を行わなければならない。

2. 占用物件管理者との協議

請負人は、占用物件管理者（以下「**占用管理者**」という。）と綿密な連絡をとり、工事の各段階における施工方法、埋設物の防護方法等について

十分**協議**しなければならない。

3. 埋設物の路面標示

請負人は、試験掘りに先立ち、占有管理者に埋設物の位置の標示を求め、占有管理者の行う埋設物の路面標示には、必ず立会わなければならない。

4. 試験掘り

請負人は、試験掘りを行うときは、あらかじめ日時及び場所を占有管理者に連絡し、試験掘りに当たっては監督員及び占有管理者と共に立会わなければならない。また、試験掘りは本条第9項の施工方法により行い、埋設管、ケーブル等を完全に露出させ、位置、大きさ、種別等の確認を行うとともに、請負人は**確認**した埋設物について定められた路面標示及び路上表示を行わなければならない。

5. 立会確認書、協議確認書

請負人は、地下埋設物について現場立会いまたは**協議**を行ったときは、その都度、必ず立会確認書または協議確認書を所定の様式により作成し占有管理者及び監督員に**提出**するとともに、その一部を保管しておかなければならない。また、占有管理者から協議済の確認シールの配布を受けた場合は、工事標示板に添付しておかなければならない。

6. 調査図

請負人は、各占有管理者の埋設物配置図、試験掘り成果図及び試験掘り写真によって調査図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

また、請負人は現場事務所に掲示するか常時携帯するとともに、保管しておかなければならない。

なお埋設物の深さに関しては、地表面からの深度とともに、必要に応じて標高によって表示しておくものとする。

7. 埋設物の防護

請負人は、監督員及び占有管理者と**協議**した防護方法に基づき、埋設物を慎重かつ安全に防護しなければならない。また、防護方法の一部が占有管理者施工となった場合においては、その施工分担に従って占有管理者と相互に協調しながら防護工事を行わなければならない。

8. 公衆災害の防止

請負人は、工事施工中、占有管理者の**指示**に従って、露出する埋設物及び近接する埋設物の安全管理を行い、工事中の損傷及びこれらによる公衆災害の防止に努めるとともに、露出した埋設物には、直ちに図1-2の標示板を取り付け、注意を喚起しなければならない。

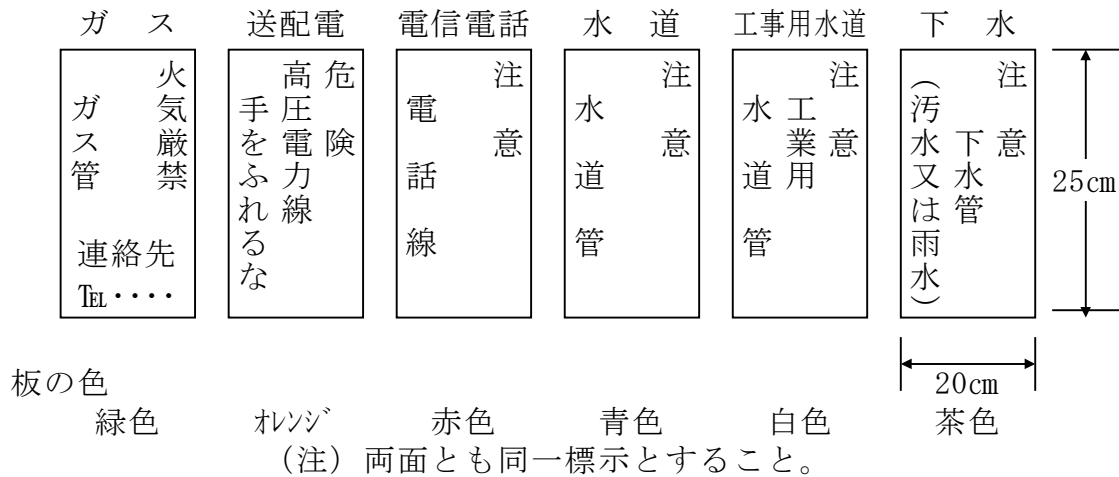


図1-2 露出する埋設物の標示板

9. 施工時の安全対策

請負人は、試験掘及び地下埋設物を損傷するおそれのある範囲で路面の取り壊しや掘削等を行う場合は、慎重に少量ずつ施工するものとし、地下埋設物に衝撃を与えるおそれのある大型機械等を使用してはならない。また、掘削作業開始より埋戻し完了までのあいだ、掘削した周囲の地盤の緩み、沈下等に注意し、埋設物が損傷しないよう努めなければならない。

10. 仮復旧

仮復旧のあとの路面には、仮復旧のあとの路面表示について（神戸市道路掘削工事連絡協議会通知）の様式により仮復旧占用管理者名をペイントで標示しなければならない。また、段差等が生じていないか常時巡回して事故のないようにしなければならない。

1-1-28 架空線

1. 架空線に近接した作業

請負人は、架空線に近接し作業を行う場合は、架空線の管理者と打合せなければならない。その結果架空線等の移設が必要な場合は監督員に速やかに報告しなければならない。

2. 保安措置

請負人は、接触や感電事故を防止するため、架空線とクレーン等の作業車との離隔に注意するとともに、協議内容に基づき必要な保安措置を行わなければならない。また必要に応じて作業車には感電防止のため適当な接地（アース）を取り付けなければならない。